

## 1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、平成31年3月19日付けで行った文書「          学校の校長と職員間に発生したトラブルに関する全ての文書。市教委の調査結果、右調査のために市教委職員が          学校に出張したことが分かる出張関係文書及び県教委、尾張教育事務所への報告文書等を含む。」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が平成31年4月24日付け30瀬学教第2675号で行った公文書一部開示決定の処分は妥当である。

## 2 審査請求人の主張の趣旨

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が平成31年3月19日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、処分庁が平成31年4月24日付け30瀬学教第2675号で行った公文書一部開示決定の処分について、開示文書以外の本件対象文書として、調査結果、調査担当職員の出張関係文書及び愛知県教育委員会・尾張教育事務所への報告文書並びにこれらに関する決裁文書の開示を求めるものである。

### (2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア ヒアリングのために6日間も調査に入っており、その「調査結果」を記した文書が存在するものとする。

イ           学校へ「出張」してヒアリングを行ったのであれば、「旅行（出張）命令簿」が存在する。

ウ           学校のそのほとんどの教職員の任命権者は愛知県教育委員会であるから、愛知県教育委員会及び尾張教育事務所（以下「県教委等」という。）へ報告しているものとする。

エ 開示された文書（以下「開示文書」という。）は、          学校の校長へ渡された文書である。そのような文書は決裁されていないはずがなく、「起案決裁文書」が存在するものとする。

## 3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

平成31年4月24日付け30瀬学教第2675号の開示文書以外、審査請求人が主張する本件対象文書は不存在のため開示することはできない。

#### 4 審査請求に係る経過

平成31年 3月19日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出  
平成31年 4月24日 処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付  
平成31年 4月29日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出  
令和元年 5月14日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼  
令和元年 5月30日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出  
令和元年 6月10日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼  
令和元年 6月27日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出  
令和元年 8月2日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施  
令和元年 8月27日 審査庁から審査請求人へ回答書を送付  
令和元年11月19日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出  
令和元年11月19日 審査庁から審査請求人へ審査会諮問通知書を送付  
令和元年12月20日 第1回審査  
令和2年 3月2日 第2回審査

#### 5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

##### ア 調査結果について

学校は校長が監督するものであり、処分庁が全職員からヒアリングすることは通常考えられない。また、処分庁から調査のきっかけとして説明を受けた「指導方針の違い」や「信頼関係の崩壊」は重大な問題であることから、ヒアリング結果を含む調査結果は必ず存在すると考える。

##### イ 出張関係文書について

調査担当職員は[ ]学校でヒアリングを実施している。これは出張であり、出張命令権者は学校教育課長である。当初、処分庁は出張と捉えていないため文書は無いと回答していたが、口頭意見陳述後の回答の際に出張であるとの見解が変わった。出張とは、一時的な公務のために一時在勤公署を離れて旅行することであり、今回の行為は明白な出張である。仮に出張命令なく行ったことであるならば、調査担当職員の私的な行為のために職員を超過勤務させたことになり問題である。

また、別途出張命令書について開示請求したが、様式があり他の事案では作成されていることを確認した。

##### ウ 県教委等への報告文書について

[ ]学校の教職員のほとんどは県費負担教職員であり、瀬戸市は任命権者ではないことから、人事については県と市が一体的に進めていくことが法律上の建前となっている。今回のようなトラブルがあった場合、処分庁は県教委等に報告していると考えることが普通である。

##### エ 決裁文書について

処分庁がヒアリングを実施し、学校教育課長名で[ ]学校の校長（以下「校長」という。）に渡した文書について、決裁されていないはずはない。

オ 開示文書について

開示文書は、宛先や日付が表示されていないものであり、公文書として不相当であると感じるが、これを校長に渡したとのことだった。処分庁は、開示文書について、当初は校長に渡しただけのものと説明したが、後に報告書と捉えているとの回答であった。開示文書の内容を見る限り、報告書とはとても考えられない。

また、開示文書が校長宛てである一方で、ヒアリングを行った各教職員には何も報告していないとのことであり、非常に不思議である。

カ 以上のことから、文書は必ず存在すると考える。

(2) これに対して処分庁は、次のように説明している。

ア 学校に関する事案への問い合わせは日々膨大であるため、全てを報告書にまとめることはしていない。必要に応じて口頭又は文書で情報共有している。本件事案は、文書による情報共有を行わなかったものであるが、個人情報も含まれるため文書による情報共有を控えたものである。

イ 出張関係の文書については、ヒアリングの日程及び対象者を事前に教育長及び学校教育課長に報告し出張の承認を得ていた。したがって、出張することについては成立していたと考える。出張実績報告については、出張後帰庁することが無く、市役所から帰宅する場合と差が無いことから、軽微なものと捉え、書類を作成しなかったものである。

ウ 県教委等に報告義務がある事項として、学級閉鎖等が挙げられるが、本件のように学校内の事項については規定がない。また、本件事案は、学校運営に関するフォローと捉えており、この点からも報告義務があるものとは考えていない。ただし、尾張教育事務所に電話連絡しつつヒアリングを進めていた。

エ 決裁については、アと同様の理由から口頭により情報共有をしていた。また、情報共有の範囲も限られた中で対応したものである。

(3) そこで、本審査会は、本件対象文書について処分庁が不存在とした点を中心として、調査し、審査を行った。

第一に、審査請求人が処分庁に確認したところ、開示文書は報告書であるとのことであったが、ヒアリングの日時、対象者等の調査概要に関する記載がないこと、また、本来であれば別でまとめられるべきヒアリング結果と総評とが同じ紙面にまとめられていること等を勘案すると、報告書として捉えるには内容が未熟である。このことから、本審査会は、開示文書の位置づけについての確認を行った。

処分庁からは、当初はヒアリングを踏まえ職員から出た意見を口頭で校長に伝達する予定としていたが、校長から文書による伝達を希望されたため開示文書を作成したものであるとの回答があった。また、処分庁は、開示文書を公文書と特定した理由について、ヒアリングを実施するために教職員の勤務の割り振りを行ったこと、及び処

分庁の職員が職務として勤務時間中にヒアリングを実施したことを考慮したためと回答している。

第二に、処分庁は、本件事案について教育長等と情報共有していたこと、個別の教職員にヒアリングを実施していたこと等を説明しており、開示文書以外でメモを含む文書が何も残っていないことは不自然であることから、本審査会は、保有する文書の有無について再度確認を行った。

処分庁からは、教職員ごとにヒアリングした内容を記載した書類が示されたが、当該書類は、処分庁の職員が開示文書を作成するために個人的に保有していたメモであり、教育長等との情報共有においても一切用いられていないとの説明であった。また、処分庁は、開示文書を校長に渡すに当たり、前述のとおり個人情報であるため文書による情報共有を控え、起案・決裁を行っていないとの説明であった。加えて、出張関係文書については、瀬戸市での取扱いとして、旅費を伴わない場合には「旅行命令簿（出張命令票）」を作成せず、口頭で上司に要件・行き先等を伝達し、命令を受けることで「旅行命令（出張命令）」としているため、当該文書は存在しないとの説明であった。

これらのことから、開示文書以外の調査結果及びこれらに関する決裁文書の存在は認められなかった。

第三に、県教委等に対する報告義務がある事案について、確認を行った。

処分庁からは、報告義務がある事案の一覧について回答を得たが、職員に関する事案は、事故及び非違行為に関するもののみであり、本件事案のような学校運営に関するものは報告義務の対象となっていなかった。

- (4) したがって、本審査会は、審査請求人が開示文書以外の本件対象文書として開示請求する文書のうち、調査担当職員の出張関係文書及び県教委等への報告文書については作成の義務がないため、処分庁は審査請求人が求める本件対象文書を保有していないと判断した。また、調査結果及びこれに関する決裁文書については、これ以上調査することが困難であるため、処分庁は審査請求人が求める本件対象文書を保有していないと判断せざるを得ないとの結論に至った。

## 6 結論

以上のことから、本件について、上記1のとおり判断した。

## 7 補足意見

本審査会の結論及び判断の理由については以上のとおりであるが、情報公開制度の理念及び趣旨に鑑みて、処分庁における公文書作成及び管理について、補足的に意見を述べる。

そもそも、公正かつ開かれた行政を実現し、市民への説明責任を果たしていくためには、事業の執行に当たり、当該事業の方針を明確にした上で公文書を作成することが必

要である。

この点、処分庁は、本件事案について、日々問い合わせされる学校に関する事案の一つとして対応したと説明しているが、そうであれば、本件開示文書のような文書が存在し、一方で日々問い合わせされる事案に関する文書が存在しないこととの整合性が取れないと思われる。加えて、本件開示文書の性質を鑑みれば、校長一個人宛の文書であり、かつ、教員個々のヒアリング結果という個人の心情を含む内容を基に作成していることからすれば、文書全体の不開示を含め、より慎重な判断が必要であったと考えられる。

反対に、日々問い合わせされる学校に関する事案ではなく、より公共性や公平性・透明性が求められる事案と認識したのであれば、開示文書は、客観的な検証に耐えうる体裁及び内容の文書であり、かつ決裁等の手続を経たものでなければならなかった。

つまり、本件審査請求は、処分庁が事案に対応する時から開示決定する時までの間、その都度、方針を変えて対応していたことが原因となり、適切な業務執行及び適切な文書管理に対して審査請求人に疑念を抱かせるものとなったと言わざるを得ない。

学校に関する事案への問い合わせや意見は、多分に個人情報が含まれるものであるものの、適正かつ円滑な学校運営のために必要不可欠なものである。こうした問い合わせや意見を活かし、公平かつ公正な教育行政を推進するためにも、今後は、事案への対応方針を整理し、情報公開制度の趣旨を意識した事務となるよう改善に努められたい。